

成田市建設発生土管理基準 新旧対照表

改正前	改正後
表紙なし	成田市建設発生土管理基準  令和4年6月1日施行 成田市

改正前

様式-1

汚染要因に関する調査

適用範囲	① 5,000立方メートル未満の建設発生土を搬出する事業 ② 土砂等を搬入し表土の事前調査を要する事業		
調査区分	<input type="checkbox"/> ①	<input type="checkbox"/> ②	※当該口欄にレを記入
事業年度	区分	公・単	事業名
工事名			
工事箇所			
工期(予定)	年月日～年月日		
調査年月日	年月日	調査員	職氏名
	から		職氏名
	年月日		連絡先
安全基準の確認方法	土砂等の安全基準の適否の確認は、次の方法で行う。 ①汚染要因確認調査を実施する。 ②調査の結果、下表に掲げる土地等に該当することが判明した場合は、必要に応じて地質分析を実施する。		
汚染要因の確認調査			
土壌の性状	形状	色	におい
次に掲げる環境を有する土地は、地質調査が必要である。			
NO	土地環境	NO	土地環境
①	<input type="checkbox"/> 工場・事業場用地及び跡地又は工場・事業場として使用した土地 業種分類 ※ 市町村保管の土地課税台帳などを参考として調査する。	⑤	<input type="checkbox"/> 薬品により土壌改良等の処理をした地域 使用薬液 ⑥ <input type="checkbox"/> 地表部に工場、廃棄物処理場等を有するトンネル部等
②	<input type="checkbox"/> 上流に工場・事業場排水を有する河川等及び湖沼 業種分類	⑦	<input type="checkbox"/> 自然的原因で安全基準を超えている可能性がある地域・地層 ⑧ <input type="checkbox"/> その他、臭気のある土壌その他土壌、水質に異変が認められる地域
③	<input type="checkbox"/> 汚染された土地等で盛土、埋立て等を実施した地域	調査結果の記載方法	
④	<input type="checkbox"/> 震災等により壊滅的被害を受けた地域	土地環境に該当する項目の口欄に△印を記入及び業種分類欄には資料-1から選択記入	
●	[建設発生土管理基準第2章第3項の汚染要因より] 本表に掲げる土地等に該当しないものは、土地等の安全基準に適合しているものとして事前に承認を受けたものとして取り扱う。		
土砂等の安全基準の判断区分	① 汚染要因の確認調査結果から当該土地環境項目に該当しないため、安全基準に適合している。 ② 汚染の恐れを有するため地質検査により判断した結果、別添地質分析(濃度)結果証明書のとおり安全基準に適合する。		
当該工事箇所の土砂等は、上記の土砂等の安全基準の判断区分 _____ により安全基準に適合することを証する。			
成田市長 印			

改正後

様式-1

汚染要因に関する調査

適用範囲	① 5,000立方メートル未満の建設発生土を搬出する事業 ② 土砂等を搬入し表土の事前調査を要する事業		
調査区分	<input type="checkbox"/> ①	<input type="checkbox"/> ②	※当該口欄にレを記入
事業年度	区分	公・単	事業名
工事名			
工事箇所			
工期(予定)	年月日～年月日		
調査年月日	年月日	調査員	職氏名
	から		職氏名
	年月日		連絡先
安全基準の確認方法	土砂等の安全基準の適否の確認は、次の方法で行う。 ①汚染要因確認調査を実施する。 ②調査の結果、下表に掲げる土地等に該当することが判明した場合は、必要に応じて地質分析を実施する。		
汚染要因の確認調査			
土壌の性状	形状	色	におい
次に掲げる環境を有する土地は、地質調査が必要である。			
NO	土地環境	NO	土地環境
①	<input type="checkbox"/> 工場・事業場用地及び跡地又は工場・事業場として使用した土地 業種分類 ※ 市町村保管の土地課税台帳などを参考として調査する。	⑤	<input type="checkbox"/> 薬品により土壌改良等の処理をした地域 使用薬液 ⑥ <input type="checkbox"/> 地表部に工場、廃棄物処理場等を有するトンネル部等
②	<input type="checkbox"/> 上流に工場・事業場排水を有する河川等及び湖沼 業種分類	⑦	<input type="checkbox"/> 自然的原因で安全基準を超えている可能性がある地域・地層 ⑧ <input type="checkbox"/> その他、臭気のある土壌その他土壌、水質に異変が認められる地域
③	<input type="checkbox"/> 汚染された土地等で盛土、埋立て等を実施した地域	調査結果の記載方法	
④	<input type="checkbox"/> 震災等により壊滅的被害を受けた地域	土地環境に該当する項目の口欄に△印を記入及び業種分類欄には資料-1から選択記入	
●	[建設発生土管理基準第2章第3項の汚染要因より] 本表に掲げる土地等に該当しないものは、土地等の安全基準に適合しているものとして事前に承認を受けたものとして取り扱う。		
土砂等の安全基準の判断区分	① 汚染要因の確認調査結果から当該土地環境項目に該当しないため、安全基準に適合している。 ② 汚染の恐れを有するため地質検査により判断した結果、別添地質分析(濃度)結果証明書のとおり安全基準に適合する。		
当該工事箇所の土砂等は、上記の土砂等の安全基準の判断区分 _____ により安全基準に適合することを証する。			
所属名 _____ 所属長名 _____			

(注)本調査票は所属長までの決裁を必要とする。

改正前

様式-2

建設発生土の管理調書（搬出用）

課長	担当係長	担当者

\_\_\_\_年 月 日

このことについて、下記により建設発生土を搬出してよろしいかを伺います。

建設発生土搬出計画			
工事名	発生土土砂量	うち搬出土砂量	
	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>
搬出先工事名又は事業場等名	工事箇所又は所在地	搬出予定量 (m <sup>3</sup> )	備考
施工実績（完成後作成） 作成者 職氏名 作成日 年 月 日			
請負業者名	現場代理人		
工 期	年 月 日 ~	年 月 日	
搬出先工事名又は事業場等名	工事箇所又は所在地	搬出土量 (m <sup>3</sup> )	搬出機関名又は事業場等責任者

(注) 本調書と共に保存するもの  
 1.当該土砂の安全を証する調書  
 ① 汚染要因に関する調査票又は地質分析(濃度)結果証明書

●本調書は、工事担当課で一括ファイルし、工事完了の日から5年間保存する。

改正後

様式-2

建設発生土の管理調書（搬出用）

建設発生土搬出計画			
		作成者 職氏名	
		作成日	年 月 日
工事名	発生土土砂量	うち搬出土砂量	
	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>
搬出先工事名又は事業場等名	工事箇所又は所在地	搬出予定量 (m <sup>3</sup> )	備考
施工実績（完成後作成） 作成者 職氏名 作成日 年 月 日			
請負業者名	現場代理人		
工 期	年 月 日 ~	年 月 日	
搬出先工事名又は事業場等名	工事箇所又は所在地	搬出土量 (m <sup>3</sup> )	搬出機関名又は事業場等責任者

(注1) 本調書と共に保存するもの  
 1.当該土砂の安全を証する調書  
 ① 汚染要因に関する調査票又は地質分析(濃度)結果証明書  
 (注2) 本調書は所属長の決裁を必要とする。

●本調書は、工事担当課で一括ファイルし、工事完了の日から5年間保存する。

改正前

様式-2

建設発生土の管理調書（搬入用）

課長	担当係長	担当者

年 月 日

このことについて、下記により建設発生土を搬入してよろしいかを伺います。

建設発生土搬入計画			
事業年度	区分	公・単	事業名
工事名			
工事箇所			
事業面積	m <sup>2</sup>	搬入土砂総量	m <sup>3</sup>
供給元工事名等	工事箇所又は所在地	搬入予定量 (m <sup>3</sup> )	土砂区分該当数字に○印
			1. 2. 3.
			1. 2. 3.
			1. 2. 3.
土砂区分は、次のものから選択する。 1 公共工事から建設発生土を搬入するもの。 2 公共工事以外から建設発生土を搬入するもの。 3 法令等により許認可された採取土砂等を搬入するもの。			
施工実績（完成後作成） 作成者 職氏名 作成日 年 月 日			
請負業者名	現場代理人		
工期	年 月 日 ~		年 月 日
供給元工事名又はストックヤード等その他名	工事箇所又は所在地	搬入土量 (m <sup>3</sup> )	供給元機関名又は施設等責任者

(注) 本調書と共に保存するもの  
1 土砂等を搬入し表土の事前調査を要する事業は、当該土地等の安全を証する調書(500m<sup>2</sup>以上の事業区域)  
① 事業区域の汚染要因に関する調査票又は、地質分析(濃度)結果証明書  
2 供給元から提出された当該土砂等の安全を証する調書  
① 汚染要因に関する調査票  
② 地質分析(濃度)結果証明書  
③ 法令等により許認可された当該採取場が発行する土砂等売渡、売渡証明書  
3 完了後に搬入土砂等の安全確認を要する事業は、当該土砂等の安全を証する調書  
① 工事完了後の地質分析(濃度)結果証明書(上記土砂区分2を選択した場合)

●本調書は、工事担当課で一括ファイルし、工事完了の日から5年間保存する。

改正後

様式-2

建設発生土の管理調書（搬入用）

建設発生土搬入計画			
作成者 職・氏名 作成日 年 月 日			
事業年度	区分	公・単	事業名
工事名			
工事箇所			
事業面積	m <sup>2</sup>	搬入土砂総量	m <sup>3</sup>
供給元工事名等	工事箇所又は所在地	搬入予定量 (m <sup>3</sup> )	土砂区分該当数字に○印
			1. 2. 3.
			1. 2. 3.
			1. 2. 3.
土砂区分は、次のものから選択する。 1 公共工事から建設発生土を搬入するもの。 2 公共工事以外から建設発生土を搬入するもの。 3 法令等により許認可された採取土砂等を搬入するもの。			
施工実績（完成後作成） 作成者 職・氏名 作成日 年 月 日			
請負業者名	現場代理人		
工期	年 月 日 ~		年 月 日
供給元工事名又はストックヤード等その他名	工事箇所又は所在地	搬入土量 (m <sup>3</sup> )	供給元機関名又は施設等責任者

(注1) 本調書と共に保存するもの  
1 土砂等を搬入し表土の事前調査を要する事業は、当該土地等の安全を証する調書(500m<sup>2</sup>以上の事業区域)  
① 事業区域の汚染要因に関する調査票又は、地質分析(濃度)結果証明書  
2 供給元から提出された当該土砂等の安全を証する調書  
① 汚染要因に関する調査票  
② 地質分析(濃度)結果証明書  
③ 法令等により許認可された当該採取場が発行する土砂等売渡、売渡証明書  
3 完了後に搬入土砂等の安全確認を要する事業は、当該土砂等の安全を証する調書  
① 工事完了後の地質分析(濃度)結果証明書(上記土砂区分2を選択した場合)

(注2) 本調書は所属長の決裁を必要とする。

●本調書は、工事担当課で一括ファイルし、工事完了の日から5年間保存する。

改正前

改正後

様式-3

地質分析（濃度）結果証明書						
_____様		年 月 日				
発行番号		分析機関名				
代表者		所在地				
電話番号		計量証明事業者の登録番号				
環境計量士		環境計量士				
年 月 日に依頼のあった検体について、平成3年環境庁告示第46号付表に定める方法により検液を作成し、計量した結果を次のとおり証明します。（検体区分・番号）						
計量の対象	単位	測定値	定値 下限値	基準値	測定方法	
カドミウム	mg/l			0.003	日本産業規格 K0102 55.2, 55.3, 55.4	
全シアン	mg/l			不検出	日本産業規格 K0102 38 (38.1.1及び38の備考11を除く) 昭和46.環告第59号付表1	
有機炭 <sup>炭</sup>	mg/l			不検出	昭和49.環告第64号付表 1 日本産業規格 K0102 31.1のガスクロマトグラフ法以外のもの	
鉛	mg/l			0.01	日本産業規格 K0102 54	
六価クロム	mg/l			0.05	日本産業規格 K0102 65.2(65.2.7を除く。)	
砒素	mg/l			0.01	日本産業規格 K0102 61	
総水銀	mg/l			0.0005	昭和46.環告第59号付表2	
アルキル水銀	mg/l			不検出	昭和46.環告第59号付表3, 昭和49.環告第64号付表 3	
PCB	mg/l			不検出	昭和46.環告第59号付表4	
ジクロロメタン	mg/l			0.02	日本産業規格 K0125 5.1, 5.2, 5.3.2	
四塩化炭素	mg/l			0.002	日本産業規格 K0125 5.1, 5.2, 5.3.1, 5.4.1, 5.5	
クロロエチレン(別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	mg/l			0.002	平成9. 環告第10号付表	
1, 2-ジクロロエタン	mg/l			0.004	日本産業規格 K0125 5.1, 5.2, 5.3.1, 5.3.2	
1, 1-ジクロロエチレン	mg/l			0.1	日本産業規格 K0125 5.1, 5.2, 5.3.2	
1, 2-ジクロロエチレン	mg/l			0.04	シス体においては日本産業規格 K0125 5.1, 5.2, 5.3.2 トランス体においては日本産業規格 K0125 5.1, 5.2, 5.3. 1	
1, 1, 1-トリクロロエタン	mg/l			1	日本産業規格 K0125 5.1, 5.2, 5.3.1, 5.4.1, 5.5	
1, 1, 2-トリクロロエタン	mg/l			0.006	日本産業規格 K0125 5.1, 5.2, 5.3.1, 5.4.1, 5.5	
トリクロロエチレン	mg/l			0.01	日本産業規格 K0125 5.1, 5.2, 5.3.1, 5.4.1, 5.5	
テトラクロロエチレン	mg/l			0.01	日本産業規格 K0125 5.1, 5.2, 5.3.1, 5.4.1, 5.5	
1, 3-ジクロロプロパン	mg/l			0.002	日本産業規格 K0125 5.1, 5.2, 5.3.1	
チウラム	mg/l			0.006	昭和46.環告第59号付表5	
シマジン	mg/l			0.003	昭和46.環告第59号付表6第1, 第2	
チオベンカルブ	mg/l			0.02	昭和46.環告第59号付表6第1, 第2	
ベンゼン	mg/l			0.01	日本産業規格 K0125 5.1, 5.2, 5.3.2	
セレン	mg/l			0.01	日本産業規格 K0102 67.2, 67.3, 67.4	
水素イオン	-			4.0~9.0	日本産業規格 K0102 12.1	
ふっ素	mg/l			0.8	日本産業規格 K0102 34.1(34の備考1を除く。), 34. 4, 34. 1, 1c(注)2)第3文及び34の備考1を除く。) 昭和46.環告第59号付表7	
ほう素	mg/l			1	日本産業規格 K0102 47.1, 47.3, 47.4	
1, 4-ジオキササン	mg/l			0.05	昭和46. 環告第59号付表8	
農用地 <sup>土</sup> の <sup>土</sup> 砒素	mg/kg			15	昭和50. 総令第31号第1条第3項及び第2条	含有
田に限る	銅	mg/kg		125	昭和47. 総令第66号第1条第3項及び第2条	試験
検体の性状	形状	色	におい			
備考	発生場所: 発生事業者名:		工事名:			

※計量証明の事業の工程の一部を外部の者に行われた場合の当該工程を実施した事業者の氏名又は名称及び事業者の所在地:

様式-3

地質分析（濃度）結果証明書						
_____様		年 月 日				
発行番号		分析機関名				
代表者		所在地				
電話番号		計量証明事業者の登録番号				
環境計量士		環境計量士				
年 月 日に依頼のあった検体について、平成3年環境庁告示第46号付表に定める方法により検液を作成し、計量した結果を次のとおり証明します。（検体区分・番号）						
計量の対象	単位	測定値	定値 下限値	基準値	測定方法	
カドミウム	mg/l			0.003	日本産業規格 K0102 55.2, 55.3, 55.4	
全シアン	mg/l			不検出	日本産業規格 K0102 38 (38.1.1及び38の備考11を除く) 昭和46.環告第59号付表1	
有機炭 <sup>炭</sup>	mg/l			不検出	昭和49.環告第64号付表 1 日本産業規格 K0102 31.1のガスクロマトグラフ法以外のもの	
鉛	mg/l			0.01	日本産業規格 K0102 54	
六価クロム	mg/l			0.05	日本産業規格 K0102 65.2(65.2.7を除く。)	
砒素	mg/l			0.01	日本産業規格 K0102 61	
総水銀	mg/l			0.0005	昭和46.環告第59号付表2	
アルキル水銀	mg/l			不検出	昭和46.環告第59号付表3, 昭和49.環告第64号付表 3	
PCB	mg/l			不検出	昭和46.環告第59号付表4	
ジクロロメタン	mg/l			0.02	日本産業規格 K0125 5.1, 5.2, 5.3.2	
四塩化炭素	mg/l			0.002	日本産業規格 K0125 5.1, 5.2, 5.3.1, 5.4.1, 5.5	
クロロエチレン(別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	mg/l			0.002	平成9. 環告第10号付表	
1, 2-ジクロロエタン	mg/l			0.004	日本産業規格 K0125 5.1, 5.2, 5.3.1, 5.3.2	
1, 1-ジクロロエチレン	mg/l			0.1	日本産業規格 K0125 5.1, 5.2, 5.3.2	
1, 2-ジクロロエチレン	mg/l			0.04	シス体においては日本産業規格 K0125 5.1, 5.2, 5.3.2 トランス体においては日本産業規格 K0125 5.1, 5.2, 5.3. 1	
1, 1, 1-トリクロロエタン	mg/l			1	日本産業規格 K0125 5.1, 5.2, 5.3.1, 5.4.1, 5.5	
1, 1, 2-トリクロロエタン	mg/l			0.006	日本産業規格 K0125 5.1, 5.2, 5.3.1, 5.4.1, 5.5	
トリクロロエチレン	mg/l			0.01	日本産業規格 K0125 5.1, 5.2, 5.3.1, 5.4.1, 5.5	
テトラクロロエチレン	mg/l			0.01	日本産業規格 K0125 5.1, 5.2, 5.3.1, 5.4.1, 5.5	
1, 3-ジクロロプロパン	mg/l			0.002	日本産業規格 K0125 5.1, 5.2, 5.3.1	
チウラム	mg/l			0.006	昭和46.環告第59号付表5	
シマジン	mg/l			0.003	昭和46.環告第59号付表6第1, 第2	
チオベンカルブ	mg/l			0.02	昭和46.環告第59号付表6第1, 第2	
ベンゼン	mg/l			0.01	日本産業規格 K0125 5.1, 5.2, 5.3.2	
セレン	mg/l			0.01	日本産業規格 K0102 67.2, 67.3, 67.4	
水素イオン	-			4.0~9.0	日本産業規格 K0102 12.1	
ふっ素	mg/l			0.8	日本産業規格 K0102 34.1(34の備考1を除く。), 34. 4, 34. 1, 1c(注)2)第3文及び34の備考1を除く。) 昭和46.環告第59号付表7	
ほう素	mg/l			1	日本産業規格 K0102 47.1, 47.3, 47.4	
1, 4-ジオキササン	mg/l			0.05	昭和46. 環告第59号付表8	
農用地 <sup>土</sup> の <sup>土</sup> 砒素	mg/kg			15	昭和50. 総令第31号第1条第3項及び第2条	含有
田に限る	銅	mg/kg		125	昭和47. 総令第66号第1条第3項及び第2条	試験
検体の性状	形状	色	におい			
備考	発生場所: 発生事業者名:		工事名:			

※計量証明の事業の工程の一部を外部の者に行われた場合の当該工程を実施した事業者の氏名又は名称及び事業者の所在地:  
(注)電子媒体で交付する計量証明書に対して電子証明書による電子署名とタイムスタンプを付す等、原本性が証明できる場合は押印不要とすることができる。

改正前

様式-3

排水汚染状況測定（濃度）結果証明書

年 月 日

\_\_\_\_\_様

発行番号  
分析機関名  
代表者 \_\_\_\_\_ 印  
所在地 \_\_\_\_\_  
電話番号 \_\_\_\_\_  
計量証明事業者の登録番号 \_\_\_\_\_  
環境計量士 \_\_\_\_\_ 印

年 月 日に依頼のあった検体の計量結果を次のとおり証明します。

計量の対象	単位	測定値	定量 下限値	基準値	測定方法
カドミウム	mg/l				日本産業規格 K0102 55
全シアン	mg/l				日本産業規格 K0102 38. 1. 2 (38の備考11を除く。以下同じ。)及び38. 2. 38. 1. 2及び38. 3. 38. 1. 2及び38. 5 昭和46. 環告第59号付表1
有機燐 <sup>注</sup>	mg/l				昭和49.環告第64号付表 1
鉛	mg/l				日本産業規格 K0102 54
六価クロム	mg/l				日本産業規格 K0102 65.2.1
砒素 <sup>注</sup>	mg/l				日本産業規格 K0102 61
総水銀	mg/l				昭和46.環告第59号付表2
アルキル水銀	mg/l				昭和46.環告第59号付表3. 昭和49.環告第64号付表 3
PCB	mg/l				日本産業規格 K0093. 昭和46.環告第59号付表4
ジクロロメタン	mg/l				日本産業規格 K0125 5.1. 5.2. 5.3.2. 5.4.1
四塩化炭素	mg/l				日本産業規格 K0125 5.1. 5.2. 5.3.2. 5.4.1. 5.5
クロロエチレン(別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	mg/l				市長が定める測定方法
1, 2-ジクロロエタン	mg/l				日本産業規格 K0125 5.1. 5.2. 5.3.2. 5.4.1
1, 1-ジクロロエチレン	mg/l				日本産業規格 K0125 5.1. 5.2. 5.3.2. 5.4.1
1, 2-ジクロロエチレン	mg/l				市長が定める測定方法
1, 1, 1-トリクロロエタン	mg/l				日本産業規格 K0125 5.1. 5.2. 5.3.2. 5.4.1. 5.5
1, 1, 1, 2-テトラクロロエタン	mg/l				日本産業規格 K0125 5.1. 5.2. 5.3.2. 5.4.1. 5.5
トリクロロエチレン	mg/l				日本産業規格 K0125 5.1. 5.2. 5.3.2. 5.4.1. 5.5
テトラクロロエチレン	mg/l				日本産業規格 K0125 5.1. 5.2. 5.3.2. 5.4.1. 5.5
1, 3-ジクロロプロパン	mg/l				日本産業規格 K0125 5.1. 5.2. 5.3.2. 5.4.1
チウラム	mg/l				昭和46.環告第59号付表5
シマジン	mg/l				昭和46.環告第59号付表6第1. 第2
チオベンカルブ	mg/l				昭和46.環告第59号付表6第1. 第2
ベンゼン	mg/l				日本産業規格 K0125 5.1. 5.2. 5.3.2. 5.4.2
セレン	mg/l				日本産業規格 K0102 67
ふっ素	mg/l				日本産業規格 K0102 34.1(34の備考1を除く。), 34. 2. 34. 4. 34. 1. 1c(注(2)第3文及び34の備考1を除く。), 昭和46.環告第59号付表7
ほう素	mg/l				日本産業規格 K0102 47
1, 4-ジオキササン	mg/l				昭和46. 環告第59号付表8
銅	mg/l				日本産業規格 K0102 52.2. 52.3. 52.4. 52.5
浮遊物質質量	mg/l				昭和46.環告第59号付表9
水素イオン濃度	—				日本産業規格 K0102 12. 1

備考 計量証明の事業の工程の一部を外部の者に行わせた場合の当該工程を実施した事業者の氏名又は名称及び事業者の所在地:

改正後

様式-3

排水汚染状況測定（濃度）結果証明書

年 月 日

\_\_\_\_\_様

発行番号  
分析機関名  
代表者 \_\_\_\_\_ 印  
所在地 \_\_\_\_\_  
電話番号 \_\_\_\_\_  
計量証明事業者の登録番号 \_\_\_\_\_  
環境計量士 \_\_\_\_\_ 印

年 月 日に依頼のあった検体の計量結果を次のとおり証明します。

計量の対象	単位	測定値	定量 下限値	基準値	測定方法
カドミウム	mg/l				日本産業規格 K0102 55
全シアン	mg/l				日本産業規格 K0102 38. 1. 2 (38の備考11を除く。以下同じ。)及び38. 2. 38. 1. 2及び38. 3. 38. 1. 2及び38. 5 昭和46. 環告第59号付表1
有機燐 <sup>注</sup>	mg/l				昭和49.環告第64号付表 1
鉛	mg/l				日本産業規格 K0102 54
六価クロム	mg/l				日本産業規格 K0102 65.2.1
砒素 <sup>注</sup>	mg/l				日本産業規格 K0102 61
総水銀	mg/l				昭和46.環告第59号付表2
アルキル水銀	mg/l				昭和46.環告第59号付表3. 昭和49.環告第64号付表 3
PCB	mg/l				日本産業規格 K0093. 昭和46.環告第59号付表4
ジクロロメタン	mg/l				日本産業規格 K0125 5.1. 5.2. 5.3.2. 5.4.1
四塩化炭素	mg/l				日本産業規格 K0125 5.1. 5.2. 5.3.2. 5.4.1. 5.5
クロロエチレン(別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	mg/l				市長が定める測定方法
1, 2-ジクロロエタン	mg/l				日本産業規格 K0125 5.1. 5.2. 5.3.2. 5.4.1
1, 1-ジクロロエチレン	mg/l				日本産業規格 K0125 5.1. 5.2. 5.3.2. 5.4.1
1, 2-ジクロロエチレン	mg/l				市長が定める測定方法
1, 1, 1-トリクロロエタン	mg/l				日本産業規格 K0125 5.1. 5.2. 5.3.2. 5.4.1. 5.5
1, 1, 1, 2-テトラクロロエタン	mg/l				日本産業規格 K0125 5.1. 5.2. 5.3.2. 5.4.1. 5.5
トリクロロエチレン	mg/l				日本産業規格 K0125 5.1. 5.2. 5.3.2. 5.4.1. 5.5
テトラクロロエチレン	mg/l				日本産業規格 K0125 5.1. 5.2. 5.3.2. 5.4.1. 5.5
1, 3-ジクロロプロパン	mg/l				日本産業規格 K0125 5.1. 5.2. 5.3.2. 5.4.1
チウラム	mg/l				昭和46.環告第59号付表5
シマジン	mg/l				昭和46.環告第59号付表6第1. 第2
チオベンカルブ	mg/l				昭和46.環告第59号付表6第1. 第2
ベンゼン	mg/l				日本産業規格 K0125 5.1. 5.2. 5.3.2. 5.4.2
セレン	mg/l				日本産業規格 K0102 67
ふっ素	mg/l				日本産業規格 K0102 34.1(34の備考1を除く。), 34. 2. 34. 4. 34. 1. 1c(注(2)第3文及び34の備考1を除く。), 昭和46.環告第59号付表7
ほう素	mg/l				日本産業規格 K0102 47
1, 4-ジオキササン	mg/l				昭和46. 環告第59号付表8
銅	mg/l				日本産業規格 K0102 52.2. 52.3. 52.4. 52.5
浮遊物質質量	mg/l				昭和46.環告第59号付表9
水素イオン濃度	—				日本産業規格 K0102 12. 1

備考 計量証明の事業の工程の一部を外部の者に行わせた場合の当該工程を実施した事業者の氏名又は名称及び事業者の所在地:  
(注)電子媒体で交付する計量証明書に対して電子証明書による電子署名とタイムスタンプを付す等、原本性が証明できる場合は押印不要とすることができる。